

電気用品の技術基準省令の改正（性能規定化）について

- 電気用品安全法において、技術の進歩や新製品の開発に柔軟に対応できるようにするため、品目毎に技術基準を詳細に定める現行の仕様規定を改め、電気用品の安全に必要な性能を定めた性能規定とする改正を行った（7月1日公布、平成26年1月1日施行）。
- この改正により、材料の規格、数値等の詳細については、事業者自らが技術基準への適合性を判断できる仕組みとなる。

1. 背景

現行の電気用品安全法に基づく安全規制の体系は、国が品目毎に寸法、形状などの詳細を定める、いわゆる「仕様規定」であり、柔軟性に欠けることから、日々進化する技術・新製品や、国際的な規制動向等に対して、迅速に対応できない面が近年顕著となってきた。

2. 技術基準の性能規定化

- (1) 上記の課題へ対応するため、今般、電気用品安全法の技術基準省令を「性能規定化」する改正を行った。改正省令では、現行の技術基準が求める安全性能を整理し、右図のとおり、安全保安上不可欠な性能に限定し、一般要求事項及び危険源に対する保護を定めるものとした。
- (2) 本改正により、事業者は、所定の安全性能を満たせば足りることになるため設計の自由度が大きくなり、迅速かつ確かな商品開発が可能となる。
- (3) 一方で、新製品の開発にあたっては十分なりスクアセスメントを実施することや、既存製品であっても事故等の問題が起きた場合の再発防止策を安全原則に基づき検討するなど、自己責任の重要性がますます高まる。
- (4) なお、事業者が性能規定化された技術基準を満たす目安として、当分の間従来の「仕様規定」を国が示すこととするが、今後は、世界市場を視野に入れた商品開発・流通を促すため、最新の技術や国際的な規制動向を反映して弾力的に改訂されるJIS等公的規格を積極的に活用していく。

3. 今後の課題

- (1) 「安全4項目」の追加検討
今回の改正で見送ったISO、IECで要求する①光・音響の危害防止、②組込みソフトの安全性、③電磁的妨害となる放射の制限、④生物学的ハザードについて、対応する規格の整備状況などを踏まえ省令への追加を今後検討。
- (2) 品目指定について「大括り化」の検討
電安法の規制対象品目について、過度に細分化されたものもあれば、本来対象であるべきものであっても対象となっていないものもあるなど品目の指定ぶりの課題への対応として、品目指定の大括り化を今後検討。

性能規定化技術基準の概要

1章 総則（第1条）

この省令は、電気用品安全法第8条第1項に規定する経済産業省令で定める技術上の基準を定めるものとする。

2章 一般要求事項（第2条 - 第6条）

- ① 安全原則
- ② 設計における安全機能の確保
- ③ 供用期間中における安全機能の維持
- ④ 使用者及び場所を考慮した安全設計
- ⑤ 適切な耐熱性、絶縁等を有する部品及び材料の使用

3章 危険源に対する保護（第7条-第17条）

- ① 感電に対する保護
- ② 絶縁性能の保持
- ③ 火災の危険源から保護
- ④ 火傷の防止
- ⑤ 機械的危険源による危害の防止
- ⑥ 化学的危険源による危害又は損傷の防止
- ⑦ 電気用品から発せられる電磁波による危害の防止
- ⑧ 使用方法を考慮した安全設計
- ⑨ 始動、再始動及び停止による危害の防止
- ⑩ 保護協調及び組合せ
- ⑪ 電磁的妨害に対する耐性

4章 雑音の強さ（第18条）

放送受信等に障害を及ぼす雑音の発生防止

5章 表示等（第19条—第20条）

- ① 安全上必要な情報及び使用の注意表示
- ② 長期使用製品安全表示制度による表示